



2007年3月23日 第2007-35号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : syakai@jam-union.jp

1. 甘利経済産業大臣が経済団体に対し「下請取引の適正化」に関する要請を実施

経済産業大臣が日本経済団体連合会と日本商工会議所に対して、3月「下請取引の適正化」について要請を行った。

「成長力底上げ戦略」の柱の一つである「中小企業底上げ戦略」に対応したもの。

要請内容は、【日本経済団体連合会】【日本商工会議所】にたいして次のような内容で行った。

「下請取引の適正化」

- (1) 産業界の積極的な参加の上、ガイドラインの策定、普及、遵守。
- (2) トップから現場レベルに至るまでの法令(独占禁止法、下請代金法)遵守意識の徹底。
- (3) 下請振興法に基づく「振興基準」に基づき、十分な配慮の上、親事業者と下請事業者が協議し取引価格を決定。
- (4) 下請事業者の取引先拡大のための売り手・買い手のマッチング支援のシステムに、発注企業の積極的な参加。

「正規雇用の推進」

我が国経済の成長基盤を強固なものとし、また、企業収益と家計消費との好循環を醸成するためにも、非正規社員のスキルアップのための訓練、正規社員への登用、「短時間正社員」など促進。

この中で、「素形材産業取引ガイドライン策定委員会報告」の中でも指摘し、JAMや津田議員の国会質問などで以前から要請していた、鋳物の重量取引などの取引慣行の問題点や取引価格決定における、下請事業者に対する配慮として、エネルギーや原材料価格の高騰などの要素、見積の前提とした数量の変更に対する条件の変更などが考慮されないなどの実態について要請の中で指摘しています。

「素形材産業取引ガイドライン策定委員

会報告」の中では、津田やたろう参議院議員の国会質問に対する二階経済産業大臣の答弁が引用されています。

2. 下請取引の適正化及び下請事業者への配慮等に係る通達 3/23

親事業者等に対して、下記の2種類の文書を出した。

(1) 下請代金支払遅延等防止法の厳守等、下請取引適正化について要請

- 経済産業大臣及び公正取引委員会委員長連名により発出
 - 親事業者代表取締役(約20,000社)及び関係事業者団体代表者(約560団体)あて
1. 書面(注文書)の交付及び書類の作成・保存義務
 2. 下請代金の支払期日を定める義務及び遅延利息の支払義務
 3. 受領拒否の禁止
 4. 下請代金の支払遅延の禁止
 5. 下請代金の減額の禁止
 6. 返品物の禁止
 7. 買ったたきの禁止
 8. 物の購入強制・役務の利用強制の禁止
 9. 報復措置の禁止
 10. 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
 11. 割引困難な手形の交付の禁止
 12. 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
 13. 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止の13項目

(2) 下請中小企業振興法に定める振興基準を遵守し、下請事業者に対する配慮を行うよう要請。

- 経済産業大臣及び主務大臣連名等により発出
 - 関係事業者団体代表者(約560団体)あて
1. 振興基準の遵守について「取引価格の決定において下請事業者には十分配慮するよう要請」
 2. 周知に関する具体的な取組について
 3. 取引マッチングシステムの利用についての3項目